ごあいさつ

平素は山梨中央銀行に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日頃なじみのない相続のお手続きは、何かとご不明な点も多いのではないでしょうか。

本冊子は相続に関する一般的な手続きについて解説し、みなさまのお役に立てるよう作成いたしました。

法律にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家にご相談いただくことをお勧めいたしますが、相続手続きの一助としてご活用いただければ幸いです。

なお、具体的な相続手続きならびに本冊子に関するお問い合わせにつきましては、お取引の山梨中央銀行本支店まで、お気軽にお問い合わせください。

株式会社　山梨中央銀行

目　次

相続手続きの流れ
相続手続きの流れ(タイムテーブル) ····· P1•2

相続の発生
相続の資格がある方について ····· P3
相続対象となる財産について ····· P4

相続財産の分け方
法定相続分の割合 ····· P5
相続財産の分け方3つの方法 ····· P5
遺言書の種類 ····· P6
遺産分割協議と遺産分割協議書 ····· P8
家庭裁判所への調停・審判 ····· P8

相続の方法
相続【3つの方法】 ····· P9
相続放棄とは? ····· P9
限定承認とは? ····· P10
相続権を失う場合って、どんなとき? ····· P10

血縁者の再確認
法定相続人を調べるために必要な書類とは? ····· P11
改製原戸籍について ····· P13
戸籍を調べましょう ····· P14
相続人が行方不明の場合の相続手続きについて ····· P15
相続人不存在になる場合 ····· P16
相続人に未成年者がいる場合 ····· P16

銀行のお手続き
相続財産である預金の払い戻しについて ····· P17
小切手・手形の引き落としについて ····· P17
入金処理について ····· P17
お借入れがある場合について ····· P17
金融機関でのお手続き ····· P18

用語インデックス ····· 巻末

相続手続きの流れ（タイムテーブル）

お亡くなりになったその時点から、相続は始まっています。
葬祭の行事が終わった後も、さまざまなお手続きが必要となります。
タイムテーブルをもとにご説明いたしますのでご確認ください。

【解説】

相続とは

相続とは、故人様の財産（以下「相続財産」といいます）を、その方と一定の親族関係にある方々が引き継ぐことをいいます。

相続人と被相続人とは

相続人	被相続人
相続財産を引き継ぐ方のこと	相続財産を引き継がれる方（故人様）のこと

用語解説

準確定申告とは

確定申告すべき人が申告前に亡くなられた場合、相続人は死亡の事実を知った日から4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告および納税を行う必要があります。

「このような流れになっているんですね。」

【タイムテーブルの一例】

ご逝去から7日以内 ／ ご逝去から3ヶ月以内 ／ ご逝去から4ヶ月以内 ／ ご逝去から4ヶ月以降10ヶ月以内

ご逝去
—相続が開始されます—

- 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出

関係機関へのお届出・お手続き
—生前の契約など、関係機関にご確認が必要です—

- お取引金融機関へのご連絡
- 公共料金などの契約者変更
- クレジットカードなどの退会届
- 年金保険・遺族年金・死亡保険金などのご請求
- 年金受給の停止　など

（注）上記は一例です。被相続人によって該当しないものや他に必要なものもあります。

相続手続きの事前確認事項
—相続手続きにおける重要な確認事項です—

- 相続人のご確認（法定相続人の特定） P3 P11〜14
- 遺言書がある場合・ない場合のご確認 P5
- 公正証書遺言以外の遺言の場合は、家庭裁判所で検認が必要 P6
- 相続財産の調査・確認 P4
- 特別代理人の選任（相続人に未成年者がいる場合） P16
- 単純承認・限定承認・相続放棄の選択 P9

所得税に関するお手続き

- 被相続人の所得税の申告・納付（準確定申告）

評価額確定

- 相続財産の評価額を確定

遺産分割協議

- 相続人全員で相続財産の分割について話し合い、遺産分割協議書を作成 P8

銀行のお手続き（相続預金の払戻・名義変更など）

- 相続人全員の署名・押印で行う方法が一般的です。 P17・18

※具体的なお手続きについては、お取引の金融機関にご相談ください。

不動産・有価証券の名義変更など

- 相続財産に不動産や有価証券がある場合は、遺産分割協議に基づきそれぞれ名義変更のお手続きを行います。

相続税の申告・納付

- 相続人ひとりあたりの相続財産の額が一定以上になると相続税の申告が必要となります。

葬祭行事

- お通夜・ご葬儀
- 初七日法要
- 香典返し
- 四十九日法要
- 納骨式

上記は一般的な流れになりますが、この順番でなければならないという決まりはございません。

どなたが、どのような財産を引き継げるのか?

相続のために必要な情報として、どなたに相続の資格があるのか、
また被相続人のどのような財産を相続できるのかについてご説明いたします。

相続の資格がある方について

法定相続人(法律の定める相続人)は以下のとおりです。

1 配偶者(常に相続人)

※法律上、婚姻関係にある方を配偶者とみなします。　※内縁関係の方や離婚された方は相続人とはなりません。

2 血縁者(次の順位で相続人)

第1順位

直系卑属 被相続人の子(養子、胎児も含む)またはその代襲相続人 用語解説 代襲相続とは? 参照

※子には非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子)も含まれます。

直系卑属が1人もいない場合、または全員相続放棄した場合

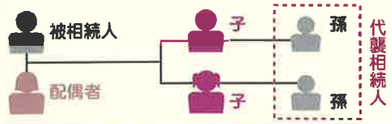

第2順位

直系尊属 被相続人の両親・祖父母など

直系尊属が1人もいない場合、または全員相続放棄した場合

第3順位

被相続人の兄弟姉妹とその代襲相続人

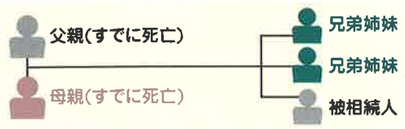

※図では、被相続人が男性と仮定して表しています。

ポイント!

養子と実子

相続では、養子は実子と同様にみなされます。逆に養父母も、実父母と同様となり、相続の資格が発生します。
※特別養子(養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のこと)の場合は、実父母との関係がなくなるので注意が必要です。

実子や養子以外の子が相続人となる場合

認知した子は、実子や養子と同様に相続人となり、非嫡出子(※)として、法定相続分は嫡出子の1/2を受け取れます。また、遺言により相続財産を受け取れる対象になる場合や、遺言によって死後に認知されることで相続人となる場合もあります。
(※)法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子

用語解説

代襲相続(だいしゅう)とは?

相続人になるはずだった人が被相続人の死亡以前に死亡、または相続権がなくなっている場合 P10 に発生するのが代襲相続です。相続人になるはずだった人が「子」の場合は「孫」が代襲相続人となり、「孫」が亡くなっている場合などは「ひ孫」が代襲相続人となります。これを再代襲相続といいます。兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人の甥や姪)までが代襲相続人で、再代襲相続は認められません。

相続対象となる財産について

税法上のおもな相続財産は以下の通りで、金銭に見積もることができる**経済的価値のあるものすべて**とされています。

種　類	主な財産
不動産	土地／田畑・宅地・山林・その他の土地　など 建物／家屋・貸家・工場・倉庫　など
一般動産	貴金属・家庭器具・農機具・車　など
美術品	書画・骨董品　など
株式および出資	株式・会社や農協等への出資　など
権利	土地／借地権・定期借地権・地上権・永小作権　など 家屋／借家権　など 無形財産権／意匠権・商標権・著作権・特許権・実用新案権・出版権　など
信託受益権	信託の利益を受ける権利
公社債	利子公社債・割引債・転換社債　など
みなし相続財産	定期金に関する権利／死亡保険金・退職手当金・終身年金　など 生命保険契約に関する権利 ※税法上の相続財産であり、民法上の相続対象とならないものもあります。
その他の財産	預貯金・貸付金・売掛金・未収入金・受取手形・ゴルフ会員権　など 果樹・立竹木　など 棚卸商品／商品・原材料・半製品・仕掛品・生産品　など 生き物／牛・馬・犬・鳥・魚　など 船舶／漁船・ボート・ヨット　など

※「相続財産」に該当するものについて、詳しくは関係機関や税務などの専門家の方にご相談ください。

ポイント!

借金も相続財産?

相続される財産は、経済的価値のあるものすべてとされていますが、被相続人の借入金などの債務(「マイナスの相続財産」または「消極財産」などと呼ばれています)も相続財産に含まれます。これは、民法上、「相続人は、…被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とされているとおり、「権利」だけでなく「義務」も含まれるためです。

法定相続分

相続人がそれぞれどれだけの相続財産を相続するか、その割合を**相続分**といいます。法律で定められた相続分（**法定相続分**）は以下の通りです。また、相続財産の分け方（**遺産分割**）の流れもご確認ください。

法定相続分の割合

相続人の順位		法定相続分		
		配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
1	子などがいる場合	配偶者1/2	直系卑属（子など）1/2	直系卑属（子など）100%
2	子などがいなく親などがいる場合	配偶者2/3	直系尊属（親など）1/3	直系尊属（親など）100%
3	子も親もいなく兄弟姉妹などがいる場合	配偶者3/4	兄弟姉妹など1/4	兄弟姉妹など100%

相続財産の分け方3つの方法

財産の分け方には以下の3つの方法があります。

1 遺言書の内容にしたがって分ける（遺言書がある場合）

遺言書がある場合に限られます。遺言書に記載されている内容で相続人自身が分ける方法と、第三者に分け方を決めてもらう方法（この場合の相続分を「指定相続分」といいます）があります。

P6「遺言書があった場合はどうすればいいの?」をご確認ください。

2 話し合いによって分ける（遺言書がない場合）

遺言書がない場合に相続人全員で話し合って決める方法です。これを「遺産分割協議」といいます。基本的に法定相続分にしたがって分けることになりますが、さまざまな事情を考慮し、法定相続分と異なる分割をすることも可能です。その際、「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

「遺産分割協議書」については P8 をご確認ください。

3 家庭裁判所に、遺産分割の申立を行って分ける

話し合いがまとまらない場合、裁判所に調停の申立を行い、調停でも決まらない場合は審判となります。

「調停・審判」については P8 をご確認ください。

遺言書があった場合はどうすればいいの?

遺言書をご確認ください。種類によっては、家庭裁判所でのお手続きが必要となる場合があります。
お手続きを怠ると5万円以下の過料の対象となりますのでご注意ください。

家庭裁判所の検認（または確認）が必要な遺言書

- 自筆証書遺言
- 秘密証書遺言
- 一般危急時遺言（臨終遺言）
- 難船危急時遺言（船舶遭難者遺言）

遺言書の種類

遺言書	普通方式	自筆証書遺言	●日付や署名を含むすべての内容が自筆で書かれている必要があり、遺言者自身が作成し、同人の押印があるもの。 ●封印されている場合は、家庭裁判所で相続人全員の立会いでのみ開封することが可能。 ※裁判所外での開封は5万円以下の過料の対象、「秘密証書遺言」と同様です。
		公正証書遺言	●公証人と呼ばれる人が遺言者の言葉を代筆したもの。 ●さらに、遺言者・証人が正確であることを確認し各々が署名・押印されているものに限ります。 ※原本は、公証人役場に保管されます。
		秘密証書遺言	●遺言者自身が作成し、封印したもの。 ●自分の遺言であることを証人立会いのもとに公証人に申述してあるものに限ります。 ※内容は自筆でなくても良いとされています。
	特別方式	危急時遺言	一般危急時遺言（臨終遺言）
			難船危急時遺言（船舶遭難者遺言）
		隔絶地遺言	一般隔絶地遺言（伝染病隔離者遺言）
			船舶隔絶地遺言（在船者遺言）

※特別方式の遺言とは、死亡の危険にさらされたり、隔絶されたり、特別な状況においてのみ認められる遺言のことをいいます。

用語解説

遺言執行者とは?

全相続人の代理人として、遺言の執行に必要なすべての行為を行う権利義務を持っているのが「遺言執行者」です。遺言執行者がいる場合、各相続人は相続発生と同時に相続財産に対しての管理・処分権を失うことになります。したがって、各相続人は対象となる相続財産を遺言執行者の承諾なく勝手に処分することができませんのでご注意ください。

金融機関でのお手続きについて

- 遺言執行者の方だけでお手続きができる場合と遺言執行者に加え相続人の方からの署名・押印も必要となる場合があります。お取引の金融機関にご相談ください。

遺言執行者の決定方法(選任)

①遺言による指定
②遺言により指定の委託をうけた受託者の指定
③家庭裁判所による選任
以下の場合に家庭裁判所へ選任を求めることができます。
- ①②がない場合
- 指定された方が承諾しなかった場合
- 遺言執行者が亡くなった場合

用語解説

遺留分(いりゅうぶん)とは?

遺言者は、「1人だけにすべての財産を相続させる」など、相続財産の分け方を自由に指定することができますが、法律では法定相続人(兄弟姉妹を除く)に対し、一定割合の相続分を保障しています。これを遺留分といいます。

指定相続分を減らすこともできます

遺留分が認められている法定相続人は、遺言などで指定された相続人の相続する割合を減らす請求を行うこともできます。これを遺留分減殺(げんさい)の請求といいます。

遺言書がない場合はどうすればいいの?

遺産分割協議と遺産分割協議書

P5 でも述べたように、遺言がない場合は相続人全員の話し合いによって相続財産の分け方を決める**「遺産分割協議」**を行いますが、その際、話し合いが合意したという証拠として相続人全員により**「遺産分割協議書」**を作成し持つことをお勧めいたします。
「遺産分割協議書」に決まった形式はありませんが、実際のお手続きに使用する場合は相続人本人が自署、実印を押印する必要があります。

家庭裁判所への調停・審判

相続人の間で話し合いがつかない場合は、家庭裁判所に調停の申立を行うことができます。

調停と審判

裁判官・調停委員が相続人それぞれの話を聞きながら、よりよい解決策を探していきます。それによって合意が成立した場合は、**調停調書**を作成します。これは、**審判**や判決と同様の効力があります。調停で合意に至らない場合は、調停不成立となり審判や訴訟に移行することとなります。

裁判所以外でも相談ができます。 **弁護士会** **各自治体** など

上記の機関でも法律相談を行っていますので、ご利用ください。

「なるほど。遺産分割協議書を作成し持つべきですね。」

「どうしてもまとまらない場合は調停調書の作成も必要になるんですね。」

相続財産は受け取らないという選択も　あります。

相続【3つの方法】

相続には、大きく分けて以下の3種類の方法があります。

単純承認	限定承認	相続放棄
●意思表明するか、手続きをしなければ、自動的に財産に関するすべての義務・権利を引き継ぐ。	●プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ。 ●相続人全員が共同して、家庭裁判所に申し立てる必要がある。	●相続に関するすべての義務・権利を引き継がない。 ●家庭裁判所に、相続人ひとりひとりが申し立てる必要がある。

上記のうち、**単純承認・限定承認**は、相続財産のすべて、または一部を引き継ぎます。しかし、相続財産をまったく引き継がない、という方法を取ることも可能です。これを、**相続放棄**といいます。

相続放棄とは？

相続財産は、法定相続人が承継します。
相続財産には、被相続人の財産だけでなく、**債務**（P4 ポイント! 借金も相続財産? 参照）も含まれるため、マイナスの財産（債務）がプラスの財産よりも多い場合、相続放棄という選択も取ることができます。
また、残された配偶者に全財産を相続させたい場合、他の相続人が相続権を放棄する場合もあります。

【相続放棄の注意点】

- 相続放棄は、家庭裁判所で「相続放棄の申述」（財産相続を放棄するためのお手続き）を行う必要があります。相続人同士の話し合いで「相続財産はいらない」と言っても、法律上の相続放棄にはなりません。
- 相続放棄を行う場合、相続人ひとりひとりが、それぞれ家庭裁判所に「相続放棄の申述」を行う必要があります。
- 申述できる期間は、相続の開始を知った日から原則3ヶ月以内です。相続開始前の相続放棄はできません。
- 相続人が相続財産を処分するなどの一定の行為を行った場合、その相続人の放棄は認められない場合があります。
- 相続放棄を行うと、はじめから相続人ではなかったという扱いになるため、代襲相続（P3 用語解説 代襲相続とは? 参照）も発生しません。
- 相続放棄のお手続きをしますと、特別な事情がある場合を除き、取消しができません。

⚠ 相続放棄したために……。

Aさんは今年で24歳。実家は、ぶどう園を経営しています。
先日、お父さんが亡くなり、相続財産を分配することになりました。
相続人は、お母さんとAさんの2名です。

長い間、お父さんと2人でぶどう畑の手入れをし、家業を支えてきたお母さん。
Aさんは、「お母さんに財産を全部相続してもらおう」と決め、
相続放棄の手続きを家庭裁判所で行いました。
ところが!!　この相続放棄によって、お父さんのご両親が、法律上の遺産相続人に。
Aさんは慌てて、事情を説明することになりました。
幸い、おじいさんとおばあさんもAさんと同じ意見だったため、
遺産分割協議で、お母さんが全財産を相続することに同意してくれました。

場合によっては相続手続が難しいものになったり、
争いのきっかけになったりする可能性もありますので注意が必要です。

（「相続の資格がある方について」はP3をご覧ください）

限定承認とは？

相続を考える際、プラスの財産とマイナスの財産、どちらが多いかわからない場合があります。
そのような場合、**限定承認**という選択が可能です。
限定承認とは、**「マイナスの財産（債務など）も引き継ぐが、それは引き継いだプラスの財産の範囲内で負担する」**というものです。借金や債務などのマイナスの財産が、プラスの財産より多い場合、自分自身の財産からその弁済をする必要はありません。

? どうすれば限定承認ができる?

- 家庭裁判所に申述する必要があります。その際、相続人全員の意見が一致していなければ限定承認はできません。
- 相続放棄同様、**相続開始を知った日から3ヶ月以内**に申述する必要があります。

相続権を失う場合って、どんなとき?

例えば、以下のような場合、財産を相続する権利を失います。

- 故意に、被相続人や法定相続分において、自己と同一順位または先順位の他の相続人を死亡させたり、遺言書を偽造するなど、**相続のために犯罪行為を行った場合**は、相続権を失います。これを**相続欠格**といいます。
- 虐待や侮辱、非行行為などを生前の被相続人に対して行い、家庭裁判所が被相続人による申立を認めた場合、**相続廃除**の扱いになります。

※相続欠格や相続廃除の場合、相続放棄と異なりますので代襲相続（P3 用語解説 代襲相続とは? 参照）は認められています。

正確に法定相続人を把握する

法定相続人を調べるために必要な書類とは？

相続手続きを進める段階で、法定相続人（P3参照）は誰なのか・何人いるのかを正確に把握する必要があります。また、法定相続人によってお手続きに必要な書類も変わってくるため、注意が必要です。
改製原戸籍・戸籍謄本・除籍謄本（以下これらを「謄本」と呼ぶこともあります）の内容については P13・14 に記載がありますので、あわせてご確認ください。

法定相続人が誰なのかに関わらず、必ず必要となる書類

被相続人の出生から死亡までのすべての謄本

相続関係の概要や正確に法定相続人を把握する第一歩として、被相続人の出生から死亡までのすべての謄本を取り寄せる必要があります。
ただし、金融機関によって取扱いが異なる場合があります。

法定相続人が誰なのかによって、必要な書類が異なる場合

法定相続人の戸籍謄本

※1～4の図では、被相続人の配偶者を女性と仮定して表しています。

ただし、金融機関によって取扱いが異なる場合があります。

1 配偶者のみが法定相続人となる場合

配偶者のみが法定相続人となるためには、他の法定相続人（被相続人の子、父母および兄弟姉妹など）がいないことを示すために、以下の謄本が必要です。

1. **配偶者の戸籍謄本**
   （通常は被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本ですので不要ですが、その戸籍謄本が除籍・改製原戸籍である場合は配偶者の現在の状況を把握するために必要です。）
2. （被相続人に子がいた場合）
   子など（直系卑属に限る）の出生から死亡までのすべての謄本および代襲相続人（P3参照）の死亡の記載のある謄本
3. **被相続人の父母の出生から死亡までのすべての謄本**
4. **被相続人の祖父母など（直系尊属に限る）の死亡の記載のある謄本**
5. （被相続人に兄弟姉妹がいた場合）
   兄弟姉妹の出生から死亡までのすべての謄本および代襲相続人の死亡の記載のある謄本

2 配偶者と子などが法定相続人になる場合

1. **配偶者の戸籍謄本**（1の❶と同じです）
2. **子などの戸籍謄本**
   （被相続人よりも先に死亡した子などがいる場合、その方の出生から死亡までのすべての謄本。代襲相続人がいる場合、その方の戸籍謄本。）

3 配偶者と父母など（直系尊属に限る）が法定相続人となる場合

配偶者と父母などが法定相続人となるためには、被相続人に子などがいないことを示すために、以下の謄本が必要です。

1. **配偶者の戸籍謄本**（1の❶と同じです）
2. （被相続人に子がいた場合）**子など（直系卑属に限る）の出生から死亡までのすべての謄本、代襲相続人の死亡の記載のある謄本**
3. **父母などの戸籍謄本**
   （被相続人よりも先に父母の一方または双方が死亡した場合、それらの方の死亡の記載のある謄本。父母の双方が死亡したが祖父母などがご存命の場合、その方の戸籍謄本。）

4 配偶者と兄弟姉妹など（代襲相続人を含む）が法定相続人となる場合

配偶者と兄弟姉妹などが法定相続人となるためには、被相続人に子および父母などがいないことを示すために、以下の謄本が必要です。

1. **配偶者の戸籍謄本**（1の❶と同じです）
2. （被相続人に子がいた場合）**子など（直系卑属に限る）の出生から死亡までのすべての謄本、代襲相続人の死亡の記載のある謄本**
3. **父母の出生から死亡までのすべての謄本**
4. **祖父母など（直系尊属に限る）の死亡の記載のある謄本**
5. **兄弟姉妹などの戸籍謄本**
   （被相続人よりも先に死亡した兄弟姉妹がいる場合、その方の出生から死亡までの戸籍謄本。代襲相続人がいる場合、その方の戸籍謄本。）

5 子などのみが法定相続人となる場合

1. **子などの戸籍謄本**（2の❷と同じです）

6 被相続人の父母（直系尊属に限る）などのみが法定相続人となる場合

1. （被相続人に子がいた場合）**子など（直系卑属に限る）の出生から死亡までのすべての謄本、代襲相続人の死亡の記載のある謄本**
2. **父母などの戸籍謄本**（3の❸と同じです）

7 被相続人の兄弟姉妹（代襲相続人を含む）などのみが法定相続人となる場合

1. （被相続人に子がいた場合）**子など（直系卑属に限る）の出生から死亡までのすべての謄本、代襲相続人の死亡の記載のある謄本**
2. **父母の出生から死亡までのすべての謄本**
3. **祖父母など（直系尊属に限る）の死亡の記載のある謄本**
4. **兄弟姉妹などの戸籍謄本**（4の❺と同じです）

除籍・改製原戸籍謄本などが交付できない場合の証明書

上記の各種戸籍謄本は、保存期間の経過や戦災などによる消失のため交付されない場合があります。その場合、その旨を記載した証明書（「告知書」という場合もあります）を発行してもらう必要があります。

改製原戸籍について

改製される前の戸籍を**改製原戸籍**（または**原戸籍**）といいます。日本では、過去に数回、戸籍の編製替えが行われてきました。そのために、被相続人の戸籍が改製されている場合、正確な相続人を把握するため、改製原戸籍を調査する必要があります。また、改製後の新しい戸籍には、改製前に戸籍から婚姻や死亡などで除かれた方は記載されません。

例

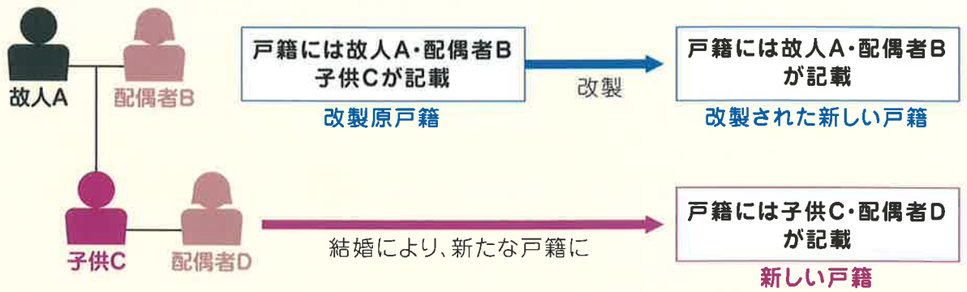

【解説】
被相続人が生前に結婚をし、お子さんがいたとします。そのお子さんが結婚し、新しい戸籍を作ると、被相続人の新しい戸籍に結婚したお子さんは記載されません。改製原戸籍の確認をしないと、そのような場合、お子さんが法定相続人であることがわからなくなってしまいます。

【戸籍の歴史】

年　代	できごと
明治19年	戸籍の取扱手続、登記書式が整備されました。
明治31年	戸籍のほかに、**身分登記簿**が作成されました。 出生、死亡、婚姻、離婚などが記載されています。
大正4年	**改製原戸籍**（「昭和原戸籍」ということもあります） 今まであった「戸籍簿」と「身分登記簿」を一体化し、新たな「戸籍」が作られました。 今の戸籍の原型となるものです。
昭和32年	**改製原戸籍**（「平成原戸籍」ということもあります） 法務省令により、再び戸籍の改製が行われました。
平成6年～	コンピュータでの戸籍作成が可能となり、準備のできた各市区町村から順に、 戸籍が新しくされています。

相続資格者が他にもいないか確認する

戸籍を調べましょう

法定相続人は、亡くなった方の配偶者や一定の血縁関係にある方と定められています。（P3 参照）
亡くなった方に血縁者が多い場合、正式な法定相続人を確認するため、**戸籍謄本**を本籍地の市区役所・町村役場から取り寄せ、被相続人との繋がりを調査する必要があります。

戸籍謄本について

戸籍原本に記載されている人全部を謄写（複写）したものです。**「全部事項証明書」**と呼ばれることもあります。謄本とは、原簿すべての写し、という意味があります。

戸籍抄本について

戸籍原本から必要とする人の部分だけ謄写（複写）したものです。**「一部事項証明書」**や**「個人事項証明書」**と呼ばれることもあります。抄本とは、原簿一部の写し、という意味があります。抄本では、法定相続人にあたる方の記載がない場合があるため、金融機関ではほとんどの場合、相続人全員の確認ができる**「謄本」**が必要です。

除籍謄本について

戸籍に記載されている方が死亡や婚姻などによりその戸籍から除かれると、戸籍に「除籍」と表示されます。戸籍に記載されている方が全員除籍されると、その戸籍は除籍簿に移され、除籍簿の写しを**「除籍謄本」**といいます。

⚠ 改製原戸籍が必要!
法定相続人の確認を行うには、**改製原戸籍**（改製となる前の戸籍 P13 参照）の確認が必要となるケースが多くあります。戸籍が法令などにより改製されると、改製前に除籍となった方は、改製後の戸籍には記載されないからです。

用語解説

戸籍制度とは?
戸籍は、日本国民の出生・婚姻、離婚、死亡などを証明するためのものです。また、親子関係（父母は誰か、続柄）、養親子関係、兄弟姉妹などの親族関係も記載されています。さらに、これらの内容をもとに本人確認や相続手続き、氏名変更の証明などが行われます。
戸籍は、本籍地として届け出た市区町村に帰属し、同一の戸籍には、一つの夫婦とその夫婦と氏を同じくする未婚の子が記載されるしくみになっており、結婚をすると、別の新たな戸籍が作成されます。
未婚であっても成人していれば、親の戸籍から離れて別の戸籍を新たに作成することもできます。

相続人が行方不明の場合について

相続人が行方不明の場合の相続手続きについて

相続権は、生存していればなくなることはありません。相続人の方が音信不通や、行方がわからなくても、**相続権があります**。また、一般的に、金融機関での相続による払戻手続きは、ひとりでも相続人の方が欠けているとできないことになっています。

P ポイント

相続人の居場所を探すには?

相続人の居所は、**戸籍の附票**（住民票の移動状況・転居届の状況が記載されているもの）を市区役所・町村役場で交付してもらうことでわかる場合があります。
しかし、戸籍の附票は、その方の本籍のある市区役所・町村役場にあるため、本籍地を調べてからでないと請求ができません。
戸籍の附票は、利害関係にある方の請求で取寄せが可能です。市区役所・町村役場の窓口や、専門家の方にご相談ください。

不在者財産管理人によるお手続き

戸籍の附票などを利用して調査をしても相続人の方が見つからない場合、また失踪などで行方不明となっている場合は、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任申立を行い、選任されたその管理人から行方不明の相続人の代理としてお手続きをとってもらうことができます。
このような場合、法律の専門家や家庭裁判所に直接ご相談されることをお勧めします。

失踪宣告

相続人が行方不明となって生死がわからない場合、一定期間（普通失踪で7年間、特別失踪〈戦地に赴いたときや乗っていた船が沈没した場合など〉で1年間）を経てその人が死亡したとみなす制度を**失踪宣告**といいます。
家庭裁判所が配偶者や相続人、保険金の受取人に指定されている方などの利害関係人による請求で、失踪宣告を行います。

相続人がいない場合の相続財産について

相続人がおらず、遺言書もない状態を**相続人不存在**といいます。

相続人不存在になる場合

- 戸籍上相続人となる者が存在しない場合
- 相続開始の時、既に法定相続人がすべてお亡くなりになっている場合
- 法定相続人全員が相続放棄をした場合

上記のような場合は、家庭裁判所による「相続財産管理人」の選任が必要です。利害関係者の方などが選任を求め、その後の相続財産は、家庭裁判所の選任した相続財産管理人が管理することになります。

以降の流れ

1 相続財産管理人による相続人調査	相続人不存在の場合、相続財産は法人となり、相続財産管理人の管理の下に置かれます。 相続財産管理人は、戸籍に記載されていない相続人の調査を行います。 調査を行っても相続人が不明の場合、相続人捜索の公告が出されます。
2 相続人捜索の公告	公告によって相続人が明らかになった場合、相続人による遺産分割が行われます。 また、相続人が現れないときは、相続人不存在が確定します。公告の期間は6ヶ月以上必要です。
3 相続人不存在の確定	相続人がいないと判断されると、特別縁故者からの請求を募ります。請求があった場合、家庭裁判所が分与を判断します。 特別縁故者とは、主に、被相続人と生計を同じくしていた方（内縁の夫・妻・未届けの養子など）や、被相続人の療養看護に努めた方、その他被相続人と特別の縁故があった方を指します。 財産の一部が特別縁故者に分与された場合、残りの財産は国庫に帰属されます。また、特別縁故者からの請求がなかった場合、被相続人の財産はすべて国庫に帰属されます。

相続人に未成年者がいる場合について

相続人に未成年者がいる場合

未成年者は法律行為を行うことができません。そのような場合、親権者が代わりに行うか、親権者の同意が必要となります。
ただし、婚姻している場合は成人として扱われるため、法律行為を行うことが可能です。
相続の場合、未成年者と親権者がいずれも相続人となるケースがよくあります。この場合、法律上「利益相反行為」の問題が発生します。

利益相反行為って何?

利益相反行為とは、法律行為を行う際、当事者の間で法律上の利益が相反する場合の行為を指します。この場合、原則、一方が他方を代理したり、一方が双方を代理することができません。

⚠ 配偶者（親）と未成年の子の場合で遺産分割を行う場合

配偶者は必ず相続人になることが、法律で定められています。さらに、子が未成年だった場合は、親権者として子の代わりに相続人になります。そのため、子の取り分を減らして自分の得になる分割をするなど、思いどおりに遺産分割をすることができてしまいます。よって、相続財産を独り占めするなどの可能性も考えられます。このような場合、法律上は特別代理人が未成年者の代わりに遺産分割のお手続きなどを行うことになっており、特別代理人の選任は家庭裁判所が行います。
なお、未成年者と親権者がそれぞれ法定相続人であった場合でも、相続預金を遺産分割協議前に相続人全員に払い戻すときなど、必ずしも特別代理人の選任が必要でない場合もあります。
相続預金などの払戻手続きで、このような状況になった場合、お取引の金融機関にご相談ください。

被相続人が預金をお持ちであった場合について

相続財産である預金の払い戻しについて

被相続人の預金は、原則として、相続が開始（P1参照）された場合、相続人全員から払い戻しの同意をいただくまで、金融機関ではお支払いができません。一般的に、公共料金などの引き落としも止まります。

小切手・手形の引き落としについて

原則として支払い（引き落とし）はストップします。小切手・手形の引き落とし用にお預けいただいていた当座預金も、相続財産として扱われるためです。
手形などの決済をしなければならない場合などは、お取引の金融機関にご相談ください。
また、被相続人が生前に振出した小切手・手形は、支払いが約束された「債務（借金）」として扱われますので、**マイナスの相続財産**として相続人に受け継がれます。

入金処理について

一般的には、被相続人の口座へ振込があった場合、振込を受付けた金融機関の回答にしたがって入金や返金の処理を行う取り扱いが一般的です（金融機関配当金など、お問い合わせをせずに入金するものもあります）。
各金融機関や振込の資金の種類などによって取扱いが異なる場合がありますので、まずはお取引の金融機関にご確認ください。

お借入れがある場合について

被相続人にお借入れがある場合、または、被相続人がお借入れの保証人や担保提供者になられている場合は、まずはお取引の金融機関にご相談ください。

金融機関でのお手続き

相続手続きを行う場合、まずは代表としてお手続きをされる方が、各金融機関にお問い合わせ・ご相談されるのがよいでしょう。はじめから、相続人の方が全員でご来店されても、お手続きは難しいと思われます。
相続手続きを行う場合、相続人全員から**相続届**（当行の場合。各金融機関によって書類名は異なります）に連署していただき、押印をしてもらうのがもっとも一般的な方法です。相続手続きはさまざまなケースがあるため、金融機関ごとにお手続きが異なりますので、まずはご相談ください。

> ⚠ 預金などを解約せずに**名義変更**する場合、新名義人の方に、窓口で必要書類を記入していただくことがあります。
> 相続手続きの内容などを事前に各金融機関にご相談いただきますと、お手続きがスムーズです。

【チェックシート】

相続手続きには何が必要？

当行所定の書類

- ☐ 相続届
- ☐ 法定相続人問診票
- ☐ 喪失届（被相続人の預金通帳や証書などがない場合）
- ☐ 振込依頼書（相続預金などの受取方法が、指定口座入金の場合）
- ☐ 印鑑票（相続預金などの受取方法が、名義変更の場合）　など

一般的な相続手続きに必要なもの

- ☐ 被相続人の預金通帳や証書など
- ☐ 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本など
- ☐ 相続人全員を確認できる戸籍謄本など
- ☐ 相続人の印鑑証明書
- ☐ ご来店される方の実印や本人確認資料（運転免許証など）　など

上記のほか（該当する場合）

- ☐ 在留証明書およびサイン証明書（海外在住の相続人がいる場合）
- ☐ 遺産分割協議書
- ☐ 遺言書
- ☐ 相続放棄の申述受理証明書　など

お取引内容や相続方法によって、これらの書類以外にも必要なものがあります。
お取引の金融機関によってもお手続きが異なりますので、詳しくは各金融機関の窓口でご確認ください。

用語インデックス

ア行

遺言執行者 …… P7
遺言書 …… P1・5〜8・10・16
遺産分割 …… P2・5・16
遺産分割協議書 …… P2・5・8
一部事項証明書 …… P14
一般隔絶地遺言（伝染病隔離者遺言） …… P6
一般危急時遺言（臨終遺言） …… P6
遺留分 …… P7
遺留分減殺の請求 …… P7

カ行

改製原戸籍（原戸籍） …… P11〜14
隔絶地遺言 …… P6
家庭裁判所 …… P1・5〜10・15・16
過料 …… P6
危急時遺言 …… P6
血縁者 …… P3
限定承認 …… P1・9・10
検認 …… P1・6
公証人 …… P6
小切手・手形の引き落とし …… P17
告知書 …… P12
個人事項証明書 …… P14
戸籍 …… P11〜14・16
戸籍制度 …… P14
戸籍謄本 …… P11・12・14
戸籍の改製 …… P13
戸籍の附票 …… P15
戸籍簿 …… P13
国庫に帰属 …… P16

サ行

再代襲相続 …… P3
債務 …… P9
死後に認知 …… P3
失踪宣告 …… P15
指定相続分 …… P5・7
自筆証書遺言 …… P6
死亡届 …… P1
借金 …… P4・10・17
消極財産（マイナスの相続財産） …… P4
抄本 …… P14
証明書（告知書） …… P12
昭和原戸籍 …… P13
除籍 …… P11・12・14
除籍謄本 …… P11・14
親権者 …… P16
審判 …… P5・8
船舶隔絶地遺言（在船者遺言） …… P6
全部事項証明書 …… P14
相続欠格 …… P10
相続財産 …… P2・その他
相続財産管理人 …… P16
相続届 …… P18
相続人（法定相続人） …… P2・その他
相続人捜索の公告 …… P16
相続人不存在 …… P16
相続の開始（相続開始） …… P1・9・10・16
相続廃除 …… P10
相続分（法定相続分） …… P3・5・7・10
相続放棄 …… P1・3・9・10・16
相続放棄の申述 …… P9
訴訟 …… P8

タ行

第1順位 …… P3
第2順位 …… P3
第3順位 …… P3
代襲相続 …… P3
代襲相続人 …… P3・11・12
単純承認 …… P1・9
調停 …… P5・8
調停調書 …… P8
調停不成立 …… P8
直系尊属 …… P3・5・11・12
直系卑属 …… P3・5・11
謄本 …… P11・12・14
特別縁故者 …… P16
特別失踪 …… P15
特別代理人 …… P1・16
特別方式 …… P6
特別養子 …… P3

ナ行

内縁関係 …… P3
難船危急時遺言（船舶遭難者遺言） …… P6
認知 …… P3

ハ行

廃除（相続廃除） …… P10
原戸籍（改製原戸籍） …… P11〜14
被相続人 …… P2・その他
非嫡出子 …… P3
秘密証書遺言 …… P6
不在者財産管理人 …… P15
普通失踪 …… P15
普通方式 …… P6
平成原戸籍 …… P13
法定相続人（相続人） …… P1・3・その他
法定相続分（相続分） …… P3・5・10
法務省令 …… P13

マ行

マイナスの相続財産（消極財産） …… P4・10
未成年 …… P16
みなし相続財産 …… P4
身分登記簿 …… P13
名義変更 …… P18

ヤ行

遺言執行者 …… P7
遺言書 …… P1・5〜8・10・16
養子 …… P3・16

ラ行

利益相反行為 …… P16